

No.6247813

平成 24 年 12 月 27 日 ✓



計 量 証 明 書

株式会社 北海道環境キテール

喜茂別事業所

様

札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社
（代表者）環境クリエイト（株） 杉本 洋子
（所在地）札幌市東区北20条東2丁目1-3
（電話番号）計量証明事業登録 第677号
環境計量士 藤原 倫子
第3756号

試 料 名	放流水、地下水上流 及び 地下水下流 ✓
採 取 場 所	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 医薬廃棄物最終処分場 浸出水処理施設
採 取 者	環境クリエイト株式会社 小宮 英高
採 取 日 時	平成 24 年 11 月 22 日 ✓
受 付 日	平成 24 年 11 月 22 日

1. 放流水

計 量 の 対 象	放 流 水	基準値 (参 考)	単 位	計 量 の 方 法
採水時刻	11:00	—	—	—
採水時水温	8.6	—	℃	—
透視度	30 以上	—	度	—
アルキル水銀化合物	不検出 ✓ (0.0005 未満)	検出され ないこと	mg/L	昭和46年2月28日環境庁告示第58号付表2及び昭和49年 9月30日環境庁告示第64号付表3 ガスクロマトグラフ法
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 未満 ✓	0.005 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表1 還元気化原子吸光法
カドミウム及びその化合物	0.005 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 55.3 ICP発光分光分析法
鉛及びその化合物	0.01 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 54.3 ICP発光分光分析法
有機燐化合物	0.1 未満 ✓	1 以下	mg/L	昭和49年9月30日環境庁告示第64号付表1 ガスクロマトグラフ法
六価クロム化合物	0.05 未満 ✓	0.5 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法
砒素及びその化合物	0.001 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 51.2 水素化物発生原子吸光法
シアン化合物	0.1 未満 ✓	1 以下	mg/L	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 4-ピリジンカルボン酸-ピラソロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満 ✓	0.003 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.3 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
アトラクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.002 未満 ✓	0.2 以下	mg/L	同上

計 量 の 対 象	放 流 水	基準値 (参考)	単 位	計 量 の 方 法
四塩化炭素	0.002 未満 ✓	0.02 以下	mg/L	JIS K 0125 6.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
1,2-ジクロロエタン	0.002 未満 ✓	0.04 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.2 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.002 未満 ✓	0.4 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.002 未満 ✓	3 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.002 未満 ✓	0.08 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 未満 ✓	0.02 以下	mg/L	同上
チウラム	0.006 未満 ✓	0.08 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表4 固相抽出による高圧液体クロマトグラフ法
シマジン	0.003 未満 ✓	0.03 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表5第1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
チオベンカルブ	0.003 未満 ✓	0.2 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.002 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0126 5.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
セレン及びその化合物	0.001 未満 ✓	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102 67.3 水素化合物発生原子吸光法
ほう素及びその化合物	0.3 ✓	50 以下	mg/L	JIS K 0102 47.3 ICP発光分光分析法
ふっ素及びその化合物	0.1 未満 ✓	15 以下	mg/L	JIS K 0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	0.5 ✓	200 以下	mg/L	JIS K 0102 42.1 及び 42.2 インドフェノール吸光光度法、 JIS K 0102 43.1.1 サフラルエチレンジアミン吸光光度法、 及び JIS K 0102 43.2.5 イオンクロマトグラフ法
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 鉱油類含有量	1.0 未満 ✓	5 以下	mg/L	昭和49年9月30日環境庁告示第64号付表4 及び JIS K 0102 附属書I(参考) II、 不揮発性鉱物油類及び不揮発性動植物油脂類
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 動植物油脂類含有量	1.0 未満 ✓	30 以下	mg/L	
フェノール類含有量	0.5 未満 ✓	5 以下	mg/L	JIS K 0102 28.1 4-アミノアンチピリン吸光光度法
銅含有量	0.01 未満 ✓	3 以下	mg/L	JIS K 0102 62.4 ICP発光分光分析法
亜鉛含有量	0.01 ✓	2 以下	mg/L	JIS K 0102 63.3 ICP発光分光分析法
溶解性鉄含有量	0.09 ✓	10 以下	mg/L	JIS K 0102 67.4 ICP発光分光分析法
溶解性マンガン含有量	0.01 未満 ✓	10 以下	mg/L	JIS K 0102 68.4 ICP発光分光分析法
クロム含有量	0.01 未満 ✓	2 以下	mg/L	JIS K 0102 65.1.4 ICP発光分光分析法
窒素含有量	2.7 ✓	—	mg/L	JIS K 0102 45.2 紫外吸光光度法
大腸菌群数	0 ✓	日間平均値 3,000 以下	個/cm ³	昭和47年12月17日厚生・建設省令第1号別表第1
備 考				
・採水時水温、透明度及び大腸菌群数は、計量法第107条の計量証明対象外です。 ・「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」は、アンモニア性窒素濃度×0.4、亜硝酸性窒素濃度及び硝酸性窒素濃度の合算値で、計量法第107条の計量証明対象外です。 ・基準値は、昭和62年3月16日総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。 ・濃度が定値下限値未満となる場合、定値下限値の数値に未満と付加し表記しました。				

2. 地下水

計 量 の 対 象	地下水 上 流	地下水 下 流	基準値 (参考)	単 位	計 量 の 方 法
採水時刻	11:05	11:30	—	—	—
採水時水温	12.1	11.5	—	℃	—
透視度	30 以上	30 以上	—	度	—
アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)✓	不検出 (0.0005 未満)✓	検出され ないこと	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表2 ガスクロマトグラフ法
総水銀	0.00005 未満✓	0.00005 未満✓	0.0005 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表1 還元気化原子吸光法
カドミウム	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法
鉛	0.007 ✓	0.001 未満✓	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法
六価クロム	0.005 未満✓	0.005 未満✓	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102 55.2.4 ICP 発光分光分析法
砒素	0.002 ✓	0.002 ✓	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 01.2 水素化物発生原子吸光法
金シアン	不検出 (0.1 未満)✓	不検出 (0.1 未満)✓	検出され ないこと	mg/L	JIS K 0102 35.1.2 及び 35.3 4-ピリ ジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法
ポリ塩化ビフェニル	不検出 (0.0005 未満)✓	不検出 (0.0005 未満)✓	検出され ないこと	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号 付表3 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.03 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガス クロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.01 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.02 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満✓	0.0002 未満✓	0.002 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0007 ✓	0.0011 ✓	0.004 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.02 以下	mg/L	同上
3,3,1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.04 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満✓	0.0002 未満✓	0.005 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満✓	0.0002 未満✓	0.002 以下	mg/L	同上
チウラム	0.0005 未満✓	0.0005 未満✓	0.005 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表4 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.0003 未満✓	0.0003 未満✓	0.003 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表5第1 固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
チオベンカルブ	0.002 未満✓	0.002 未満✓	0.02 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.005 ✓	0.005 ✓	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースーガス クロマトグラフ質量分析法
セレン	0.001 未満✓	0.001 未満✓	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102 87.2 水素化合物発生原子吸光法
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	0.2 ✓	0.2 ✓	10 以下*	mg/L	JIS K 0102 43.2.5 イオンクロマトグラフ法 及び 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法

備 考

- ・採水時水温及び透視度は、計量法第107条の計量証明対象外です。
- ・基準値は、昭和62年3月14日総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、及び同様の項目は平成9年3月13日環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によります。
- ・濃度が定基準値未満となる場合、定基準値の数値に未満と付加し表記しました。